十七号までを八号ずつ繰り上げ、同条第百三十八号を削り、同条第百三十九号を同条第百三十号とし、同条第百四十号から第百五十三号までを九号ずつ繰り上げ、同条第百五十四号中「第百五十六号及び第百五十八号」を「第百四十七号及び第百四十九号」に改め、同号を同条第百四十五号とし、同条第百五十五号を同条第百四十六号とし、同条第百五十六号から第百六十四号までを九号ずつ繰り上げ、同条第百六十五号を同条第百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十七　措置法第六十八条の九十八第一項の規定　同項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百六十六号を同条第百五十八号とし、同条第百六十七号から第百六十九号までを八号ずつ繰り上げ、同条第百七十号を削り、同条第百七十一号を同条第百六十二号とし、同条第百六十三号とする。

第四条第二項第六号を次のように改める。

六　令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

様式第一の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の４第１項	00637	法規別表六(八)「21」の欄の金額
	第42条の４第４項	00638	法規別表六(九)「20」の欄の金額
	第42条の４第７項	00639	法規別表六(十一)「11」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十四)「17」」を「別表六(十三)「17」」に改め、同表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十五）「16」」を「別表六(十四)「16」」に、「別表六(十五)「21」」を「別表六(十四)「21」」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六(十六)「18」」を「別表六(十五)「18」」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「23」」を「別表六(十五)「23」」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「25」」を「別表六(十六)「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十六)「25」」を「別表六(十七)「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(十九)「19」」を「別表六(十六)「19」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十)「18」」を「別表六(十九)「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十一)「20」」を「別表六(二十)「28」」に、「別表六(二十一)「30」」を「別表六(二十)「38」」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十一)「10」」を「別表六(二十二)「10」」に改め、同表所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12の２第１項の項中「別表六(二十三)「16」」を「別表六(二十二)「16」」に、「別表六(二十三)「21」」を「別表六(二十二)「21」」に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十四)「17」」を「別表六(二十三)「17」」に、「別表六(二十四)「22」」を「別表六(二十三)「22」」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十五）「24」」を「別表六(二十四)「24」」に、「別表六(二十六)「21」」を「別表六(二十五)「21」」に改め、同項の次に次のように加える。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12の２第１項	00589	法規別表六(二十一)「10」の欄の金額
	第42条の12の２第１項	00652	

様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十三)「16」」を「別表六(二十二)「16」」に、「別表六(二十三)「21」」を「別表六(二十二)「21」」に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六(二十四)「17」」を「別表六(二十三)「17」」に、「別表六(二十四)「22」」を「別表六(二十三)「22」」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十五）「24」」を「別表六(二十四)「24」」に、「別表六(二十六)「21」」を「別表六(二十五)「21」」に改め、同項の次に次のように加える。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の５の２第１項（償却費）	00653	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00654	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の５の２第２項	00655	法規別表六(二十七)「16」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項中「第42条の12の６第１項」を「令和２年旧措置法第42条の12の６第１項」に改め、同表革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第42条の12の６第２項」を「令和２年旧措置法第42条の12の６第２項」に、「別表六(二十七)「22」」を「別表六(二十八)「22」」に改め、同表公害防止用設備の特別償却の項を削り、同表船舶の特別償却の項を次のように改める。

船舶の特別償却	第43条第１項の表の第２号の中欄のイ（償却費）	00640	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第43条第１項の表の第２号の中欄のイ)	00641	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第43条第１項の表の第２号の中欄のロ（償却費）	00642	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第43条第１項の表の第２号の中欄のロ)	00643	法規別表十六(九)「８」の欄の金額